＜ワンストップ特例を申請する皆さまへ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や６団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

【ワンストップ特例を申請しても適用されない場合】

- **医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした**
- **６団体以上にワンストップ特例を申請した**
- **寄附した翌年の１月１日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない**

※ワンストップ特例を申請した後で、区外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の１月 10 日までに、新宿区に届け出れば特例が適用されます。

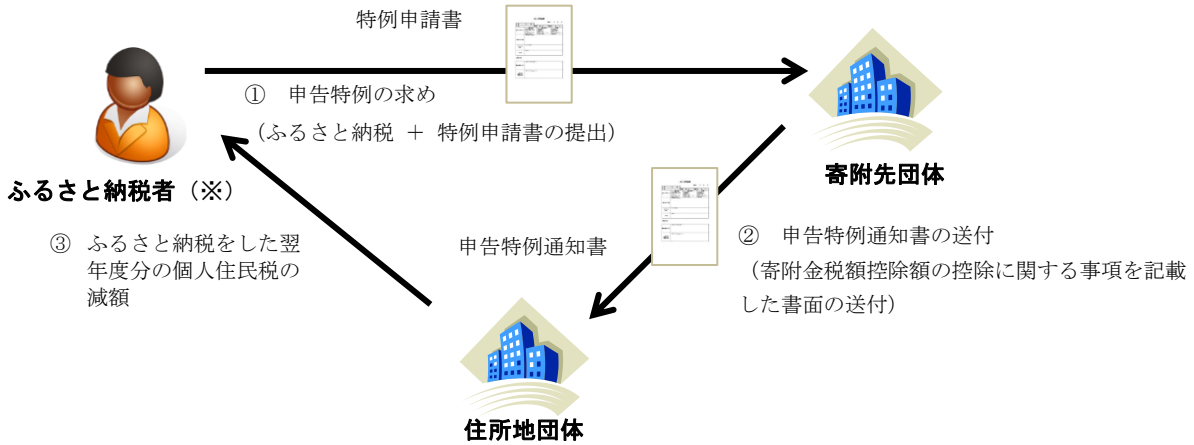
◆ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

（参考）ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

（※）
・確定申告が不要な給与所得者等が対象
・5 団体以内のふるさと納税の場合



新宿区福祉部障害者福祉課　寄附金担当
電　話：０３－５２７３－４５１６（直）